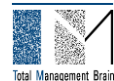


TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 7 月 2 日発行

有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当: 頼田 彩

【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F

TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F

TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

太陽光売電収入の所得区分

太陽光売電の「固定価格買い取り制度」の概要

太陽光発電による売電の「固定価格買取制度」がスタートして、平成 26 年 7 月で 2 年を経過しようとしています。この「固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーを普及させるために導入されたもので、その地域の電力会社が、発電した電力を一定価額で買い取ってくれる制度です。

(太陽光発電の買取価格の推移)

規模・形態 価格・期間	10 k w 以上	10 k w 未満	10 k w 未満 (ダブル発電)
平成26年度の買取価格	32円 + 税	37円	30円
平成25年度の買取価格	36円 + 税	38円	31円
平成24年度の買取価格	40円 + 税	42円	34円
買 取 期 間	20年間	10年間	10年間

経済産業省 資源エネルギー庁HP「買取価格・期間等」参照

売電の買い取り価格は、発電事業者として認定を受けたときの買い取り価格が 10～20 年間継続されますが、太陽光発電の普及に伴って、左図の通り年々買い取り価額は下がっています。

売電収入の所得区分

売電収入は「所得」であり、確定申告をする必要が出てきます（一定の場合は不要）。ただし、一口に売電収入と言っても、発電したすべての電力を売る「全量売電」や、自宅で生活用に使用した余りを売る「余剰売電」等、様々な形態が考えられます。以下、国税庁の質疑応答事例を参考に、売電収入の所得区分と、経費となる減価償却費の参入割合について確認します。

(1) 給与所得者が自宅に設置した太陽光発電に係る売電収入

給与所得者（他に事業所得のない人）が、自宅に太陽発電を設置し、その発電した全量・余剰電力を売却する場合、雑所得に該当します。なお、経費となる減価償却費の割合は、1 年間の総発電量のうち、売電した電力量（業務用割合）の部分のみとなります。

(2) 事業所得者が事務所兼店舗に設置した太陽光発電に係る売電収入

事業所得者が、事務所兼店舗である建物に太陽光発電を設置し、その発電量から店舗の電力を使用し、余剰電力を売電した場合（店舗の電力使用量割合は不明）、その事業に附随する収入として事業所得に該当します。また、この場合で全量売電を行っている場合も、事業所得に該当します。

なお、経費となる減価償却費の割合は、1 年間の総発電量のうち、合理的な割合で案分した店舗部分の使用電力と売電量の合計部分のみとなります。（合理的な割合とは、電力使用率や、使用面積割合等を言います。）

(3) 不動産所得者が賃貸アパートに設置した太陽光発電に係る余剰売電収入

不動産所得者が、賃貸アパートの上に太陽光発電を設置し、その発電量からそのアパートの共用部分の電力を使用し、余剰電力を売電した場合、不動産事業に係る収入として不動産所得に該当します。なお、減価償却費の割合は、すべてが不動産事業用のものであるため 100%となります。

太陽光売電収入の申告上の注意点

上記で確認したように、太陽光の売電収入に係る所得区分・減価償却費の計上割合は、それぞれ異なります。余剰売電を行っている場合、所得の計算上、その年の総発電量と売電量（又は使用量）の把握が必要となるため、資料の保管が必要となります。

また、毎年確定申告をされている事業所得者や不動産所得者の方で売電収入がある場合は、必ず太陽光売電収入の申告が必要となりますが、給与所得者の方で、その年の給与・退職所得以外の所得が 20 万円以下の方は、確定申告を行う必要はありません。しかし、医療費控除や住宅ローン控除を受けるために確定申告をされる年には、同時に売電収入の申告も行わなくてはならないため、申告漏れとならないよう注意が必要です。今税務署では、売電収入漏れをチェックしているとか。来年の確定申告はご注意ください。

【担当：頼田】